

Ⅱ-1 行政書士の事務所について

1. 一人一事務所の原則

①行政書士は、事務所を1か所設置しなければなりません。

但し、行政書士法人の社員である行政書士、個人開業行政書士または行政書士法人の使用人である行政書士は、行政書士業務を行なうための自己の事務所を設けることはできません。

②個人開業行政書士は、事務所を2か所以上設けることはできません。

2. 『事務所』の意義

①事務所とは、行政書士が行政書士業務を現実に処理する場所をいいます。

②事務所は、業務に従事する本拠であり、行政書士個人の住所とは観念的に異なるものですが、住所と事務所が同一場所であっても差し支えありません。

③行政書士が他士業との兼業者の場合、行政書士事務所と兼業する事務所とは同一でなければなりません。

3. 事務所の適格性

①事務所の使用権原が適正であり、当該行政書士が事務所の管理や運営の主体となり、その管理・運営が正常に図られていることが必要です。

※営業を認められない公営住宅または公舎を事務所とすることは、建物使用上の制限に違反するので、事務所とすることはできません。

②不特定多数の依頼者が行政書士事務所と認識できるように、事務所には「表札」を掲示しなければなりません（行政書士登録後）。

③業務取扱上の秘密を保持できるよう、事務所としての独立性を確保する必要があります。

4. 事務所の設備

事務所には、概ね次のような設備を備えるようにして下さい。

①事務用机・椅子、②電話・FAX、③書類作成装置（パソコン・ワープロ等）

④応接セット、⑤コピー機、⑥書類保管庫、⑦金庫

⑧用紙・雑品等収納庫または収納棚、⑨業務用図書および図書棚

5. 共同事務所、合同事務所

①共同事務所…数人の行政書士が同一の場所(室内)に事務所を設ける場合

②合同事務所…行政書士が他士業者と同一の場所(室内)に事務所を設ける場合

※登録申請者が、事務所をこれらの形態として使用する場合には、「共同・合同事務所届」を提出する必要があります。

【法人等の事務所内に行政書士事務所を設置する場合】

各種団体、法人等の事務所内に行政書士事務所を設置する場合は、守秘義務等の法の趣旨に反するおそれがあるので、行政書士の業務を行なう事務所として、その独立性が確保され、位置、区画等が明確に区分されていることが必要です。

事務所の位置、区画等が不明確な場合には、事務所独自の出入口を設ける、間仕切りを設ける等の方法により建物の構造の改善を図り、事務所として明確に区分し、事務所の独立性を確保するようにしてください。

また、不特定多数の一般依頼者が、行政書士事務所と認識できなければなりませんし、行政書士業務が、その法人等の支配に服さず、かつ一般の利用者を拒むことがないように、事務所機能を確保する必要があります。